

I. 対象取引、利用金額および利用基準日等について

NISA口座を開設すると、毎年、120万円を上限とした非課税投資枠が設定されます。
(非課税期間は、投資を始めた年を含む最長5年間です。)

📖 **対象取引**

当金庫のNISA口座における非課税投資枠のご利用の対象となる取引の種類は、以下のとおりです。

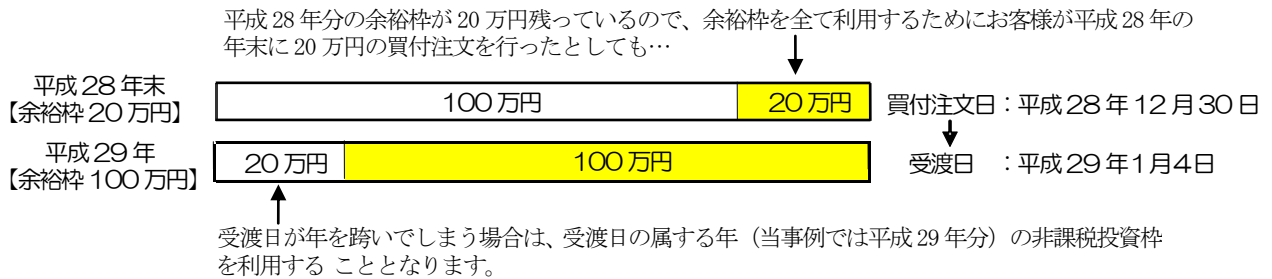
- ① 公募株式投資信託の「投信募集・買付申込書兼確認書」による募集申込みおよび買付
- ② 公募株式投資信託の定時定額購入取引による買付
- ③ 非課税口座で保有する公募株式投資信託の収益分配金による再投資

📖 **利用金額**

当金庫のNISA口座における非課税投資枠の利用金額は、その年の約定代金（購入金額）の合計額であり、購入時手数料および消費税は含みません。

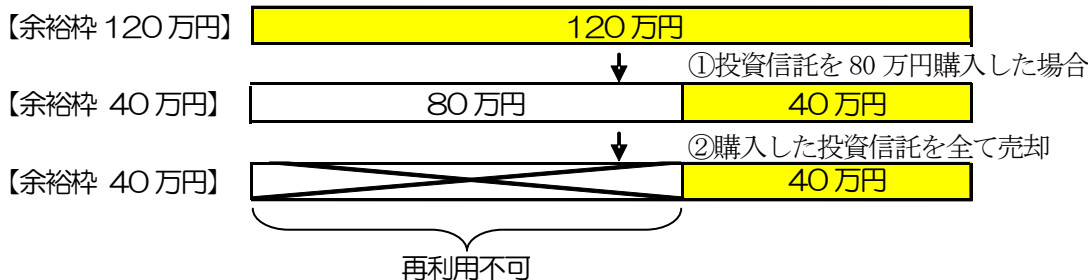
📖 **利用基準日**

当金庫のNISA口座における非課税投資枠の利用基準日は、買付注文日ではなく受渡日となります。



📖 **非課税投資枠の再利用**

一度利用した非課税投資枠は、買付けた投資信託を売却した場合でも再利用することはできません。



📖 **非課税投資枠の翌年への繰越**

1年間に120万円まで利用しなかった場合でも、残りの非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。



II. お取引に関する留意事項について

当金庫のNISA口座において買付等のお取引をされる場合、お客様にご留意いただきたい事項があります。

📖 **非課税投資枠超過時の取扱い**

万一、非課税投資枠を超過するお取引があった場合は、超過する部分を自動的に課税口座（※）で買い付けます。例えば、余裕枠を超過する買付の場合、まず余裕枠の範囲内の金額に相当する投資信託の口数を非課税口座で買い付け、その後、余裕枠を超過する金額に相当する口数を課税口座で買い付けることとなります。

また、余裕枠が0円の場合は、お客様から非課税口座での注文を受け付けることはできません。

（※）特定口座を開設しているお客様の場合、超過分は特定口座で買い付けます。

📖 **複数種類取引における非課税投資枠利用の優先順位**

同日中に種類の異なる対象取引が重複して発生した場合は、以下の優先順位にて非課税投資枠を利用します。

- ① 「投信募集・買付申込書兼確認書」による募集申込みおよび買付 > ② 定時定額買付 > ③ 再投資

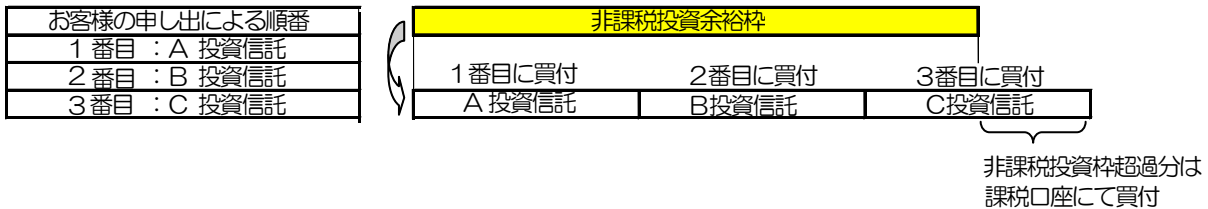
(※) 非課税投資残高から発生した収益分配金の再投資は、非課税口座で買い付けます。

📖 **同一種類取引における非課税投資枠利用の優先順位**

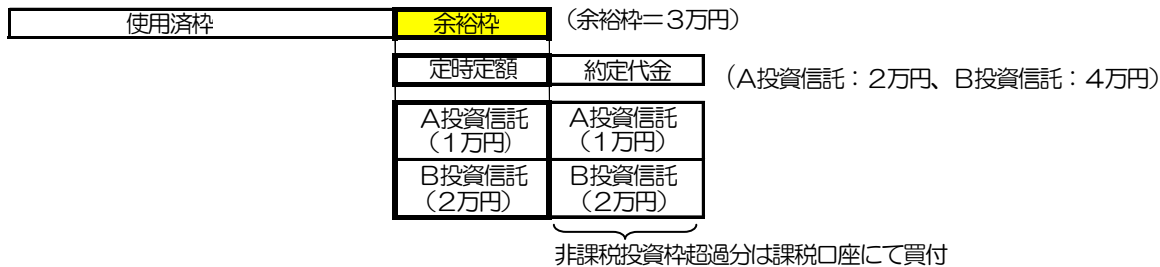
同日中に同一種類の対象取引が重複して発生した場合は、以下の優先順位にて非課税投資枠を利用します。

- ・「投信募集・買付申込書兼確認書」による募集申込みおよび買付 → お客様の申し出による順番
- ・定時定額買付および再投資 → 余裕枠を超過する買付の場合、約定代金で按分

《「投信募集・買付申込書兼確認書」による募集・買付》



《定時定額買付で、余裕枠を超過する買付が発生する場合》



(※) 再投資は、定時定額買付と同様の取扱いとなります。

Ⅲ. **収益分配金の取扱いについて**

📖 **非課税とされる収益分配金**

NISA口座において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税管理勘定で管理する投資信託に対して支払われるものが対象となり、課税口座で管理する投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。

また、同一銘柄の投資信託をNISA口座および課税口座で管理する場合には、それぞれの口座での保有口数に応じた収益分配金の非課税・課税の処理となります。

📖 **収益分配金の再投資の取扱い**

NISA口座内の投資信託から発生する収益分配金の再投資については、非課税投資枠を超過しない限り、全てNISA口座での取扱いとなります。

また、課税口座内の投資信託から発生する収益分配金の再投資をNISA口座で取扱うことはできません。

《収益分配金再投資分の取扱い》

投信保有口座	投信保有口座から発生する収益分配金再投資先口座	取扱可否	備考
NISA口座	NISA口座	○	非課税投資枠超過分は課税口座で買付
NISA口座	課税口座	×	
課税口座	NISA口座	×	

非課税口座で買い付けた投資信託を翌年に跨いで保有していた場合において、当該投資信託から収益分配金が発生し、それを再投資する際には、当初購入時に属する年の非課税投資枠を利用するのではなく、再投資時の属する年の非課税投資枠を利用します。

《非課税投資枠利用年の例》

NISA口座における投信購入年	再投資買付年	再投資買付にかかる非課税投資枠利用年
平成27年	平成28年	平成28年